

議会だより

発行：行方市議会〒311-3512 行方市玉造甲 404 編集：広報委員会

令和7年2月

第1回
臨時会

令和7年3月

第1回
定例会

菜の花

「菜の花」の花言葉には「小さな幸せ」「元気いっぱい」など明るい言葉が並びます。新生活をあたたく彩っていました。

(3月28日市内で撮影)

Contents

- 第1回（3月）定例会…………… p.2～13
- 第1回（2月）臨時会……………
- 委員会レポート…………… p.14
- 一般質問…………… p.15～18
- 委員会レポート…………… p.19
- 市民の声・議会日誌…………… p.20

令和7年 第1回臨時会・第1回定例会

あ ら ま し

- ◆第1回（2月）臨時会は、2月4日に開催され、緊急に審議する必要がある案件として、条例の制定、改正のほか、補正予算の3件が市長から提出されました。
- ◆第1回（3月）定例会は、2月20日から3月21日までの30日間にわたり開催され、令和7年度予算をはじめ、人事案件、条例の制定や改正、補正予算など32件が市長から提出されました。また、一般質問では7名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。臨時会及び定例会の審査の経過・結果については、次ページ以降をご覧ください。



第1回定例会 市長あいさつ 及び施政方針（一部抜粋）

本年9月2日に行方市市制施行20周年の節目を迎えます。市民や議員の皆様のご理解とご協力の賜物であり感謝の念に堪えません。「市民協働」をまちづくりの理念の一つとして掲げてきましたが、令和7年度は、新たな施策や継続すべき施策に取り組み、これまで以上に市民生活に寄り添った市政を展開してまいります。これから20年、30年先も行方市が行方市らしく在り続けるために真に必要なものを見定め、市民の誰もが将来に希望を持ち、安心して「住みたい」「住み続けたい」と思えるようなまちへ発展させてまいります。市制施行20周年の特別な年を盛り上げるべく、地域資源を活用したイベント交流活動を通じ、市民同士のつながりを、さらに深化させてまいりたいと考えていますので、ご理解ご協力をお願いします。

第1回臨時会の経過

※議案の内容は10ページ

2月4日(火)

【本会議】開会

会期の決定、諸般の報告

議案の上程、提案理由の説明、

質疑、意見陳述、委員会付託、

委員長報告、質疑、討論、採決

閉会

【予算決算常任委員会】付託案件の審査

【総務委員会】付託案件の審査

【教育厚生委員会】付託案件の審査

【本会議】委員長報告、質疑、討論、採決

閉会

第1回定例会の経過

※議案の内容は次のページから

2月20日(木)【議会運営委員会】

【本会議】開会

会期の決定、諸般の報告

議案の上程、提案理由の説明

閉会

26日(水)【本会議】一般質問

27日(木)【本会議】一般質問

3月3日(月)【本会議】議案質疑、委員会付託

4日(火)【総務委員会】付託案件の審査

5日(水)【教育厚生委員会】付託案件の審査

7日(金)【経済建設委員会】付託案件の審査

10日(月)【予算決算常任委員会】付託案件の審査

12日(水)【予算決算常任委員会】付託案件の審査

13日(木)【予算決算常任委員会】付託案件の審査

14日(金)【予算決算常任委員会】付託案件の審査

21日(金)【議会運営委員会】

【本会議】委員長報告

質疑、討論、採決

議案の上程、提案理由の説明

閉会中の所管事務調査の件

閉会

令和7年第1回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は12ページをご参照ください。

総務委員会

▼行方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令346号）が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

Q 本市は消防団員数が多い。支給区分の追加と金額の増加を行うと、将来的に、財源不足にならないのか

A 消防団員等公務災害補償等共済基金に負担金を納めることで退職報償金が支給されるため、財源不足に陥ることはありません。

▼行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について

新庁舎の移転整備を行うに当たり、市役所の位置を変更するもの

Q 新庁舎の建て方について

A 現在、基本計画の見直しを行っています。今回の条例で位置を確定できましたらその後、費用の積算を行っていきますので、新築か改修プラス増築で検討をしていきます。

Q 合併特例債が使えなかった場合、全ての金額を一般財源として投入しなければならぬのか

A 合併特例債は事業費の95%に対して7割の交付税措置があります。これ以上の有利なものとは交付金にも、補助金にもないかと思えます。この合併特例債を最大限に利用し、財源として使っていかなければと考えています。

▼行方市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和6年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員及び一般職の任期付職員の月例給及び特別級の改定、地域手当の新設、扶養手当及び通勤手当の見直しを行うほか、国、県、他自治体等へ派遣される職員の処遇改善を図るため、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当等を新設するなど、所要の改正を行うもの

Q 本市及び近隣市のラスパイレース指数は

A 本市は97・2です。市町村平均が97・4。神栖市96・3、鉾田市98、鹿嶋市98・9、潮来市98となっています。

※ラスパイレース指数とは

国家公務員の棒給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準

▼行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を実施することに伴い、会計年度任用職員の給料表を改定するとともに、地域手当を新設するため、所要の改正を行うもの

▼行方市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員等の旅費制度に準じ、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、市費の適正な支出を図るための規定を整備する等、所要の改正を行うもの

▼行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告並びに令和7年4月1日から改正される国家公務員等の旅費制度に準じ、職員の給与改定及び旅費制度の改正を行うことに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するとともに、旅費に係る規定を簡素化するため、所要の改正を行うもの

▼行方市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び行方市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に対応する国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するなど、所要の改正を行うもの

教育厚生委員会

▼行方市高齢者センター「羽黒山荘」条例を廃止する条例について

行方市高齢者センター「羽黒山荘」を廃止することに伴い、当該条例を廃止するもの

Q 近年の利用状況及び管理方法等は

A 利用状況は、令和6年度（1月末現在）実績で利用件数18件、利用人数209人。1日当たり0・69人となります。管理方法は、地元団体に委託し管理しています。

▼行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、施設の運営等に関する要件について、所要の改正を行うもの

Q 本市に家庭的保育事業等の施設は何件あるのか。また、保育園との違いは

A 家庭的保育事業等施設は、本市には現在ありません。違いについては、こども園、保育所等は子どもたちを扱う人数が20人以上となっています。それに対し、19人以下の施設が家庭的保育事業等施設となっています。

▼行方市介護保険条例及び行方市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正が行われたことに伴い、改正省令の基準に従い所要の改正を行うもの

Q 介護支援の現場における現在の問題点は

A 当市は2つのセンターを設置し、市内全域をカバーしています。現在、麻生地域包括支援センターについては、資格者配置の基準を満たしていない状況です。現在、行方市社会福祉協議会の職員が主任介護支援専門員の研修を受講しており、令和7年度には、配置する計画となっています。

経済建設委員会

▼行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の改正に伴い、新たに宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査が規定されたため、中間検査に係る手数料を新設するもの

Q 中間検査は、誰が、どのような検査を行うのか

A みなし許可については、市が中間検査を執り行います。

みなし許可の規模で、盛土の高さが1メートル超、切土の高さが2メートル超、盛土と切土を同時に行う高さが2メートル超、こちらにつきましては崖地を有するようなどころ。盛土の高さ2メートル超となっている崖を生じない部分、盛土、切土をする土地の面積が500平米を超える部分の工事が対象です。さらに、中間検査の対象となる部分につきましては、みなし許可の規模より大きい規模の盛土等を行う工事で、内容につきましても暗きょ排水工の工事が対象です。

▼行方市下水道条例及び行方市農業集落排水事業に関する条例の一部を改正する条例について

標準下水道条例（昭和34年1月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）が改正されたことに伴い、排水設備主任技術者の専属規制等について、所要の改正を行うもの

Q 技術者を「専属」から「選任」にする趣旨は

A 事業所単位で1人ずつ置くと、技術者が足りなくなってきたのが現状の課題です。ウェブなどで情報のやりとりもできるようになり、国が進めるデジタル化の一環として、この専属規制の見直しがされました。

▼行方市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、所要の改正を行うもの

Q 布設工事監督者や水道技術管理者の実務経験について

A 実務経験とは、老朽管の更新工事等の施設修繕工事についての監督者経験や機械の更新工事の監督者経験などです。

▼行方市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるもの

▼行方市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるもの

▼行方市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議決を求めるもの



令和7年度一般会計予算は 201億9千万円

【前年度比5.7%増】

予算決算常任委員会

あらまし

提出された各会計の補正予算、令和7年度の一般会計予算、各特別会計予算及び事業会計予算については、予算決算常任委員会で審議されました。
市政全般にわたって多くの質疑があり、令和7年度一般会計について修正案が提出・可決及び否決されました。

予算編成の概要

令和7年度の一般会計予算については、社会保障関係費、人件費の増加や物価高への対応、公共施設等の老朽化への対応等、全国的な課題に対応しつつ、本市の重点課題である通学路や高速道路アクセス道路などの幹線道路整備、東関東自動車道の行方PA（仮称）に隣接する地域振興施設整備、庁舎建設等について、過疎対策事業債や基金などを活用しながら推進するとともに、大規模な公共構造物の整備更新費用、自治体DX関連経費の増大及び物価高に伴う燃料費などの経常経費の増加による予算の確保を行いました。

令和7年度の各予算

会計名	令和7年度	令和6年度	前年度比(%)
一般会計	201億9,000万円	191億円	5.7
国民健康保険特別会計	45億9,200万円	47億6,700万円	△3.7
介護保険特別会計	37億8,100万円	39億4,350万円	△4.1
後期高齢者医療特別会計	5億3,400万円	5億4,100万円	△1.3
水道事業会計	15億1,182万3千円	14億8,600万6千円	1.7
下水道事業会計	15億1,877万9千円	14億4,393万7千円	5.2
合計	321億2,760万2千円	312億8,144万3千円	2.7

歳入

	区分	本年度予算額	前年度比(%)
自主財源 (40・4%)	市税	41億6,701万6千円	2.3
	繰入金	22億1,477万3千円	20.8
	寄附金	10億110万円	0.0
	諸収入	3億4,955万4千円	△0.8
	繰越金	2億円	0.0
	使用料・手数料	1億2,975万1千円	1.0
	財産収入	7,843万5千円	6.9
	分担金・負担金	2,417万円	△53.3
依存財源 (59・6%)	地方交付税	56億3,000万円	2.2
	国庫支出金	22億6,412万5千円	13.3
	県支出金	13億9,617万6千円	15.0
	市債	13億9,580万円	2.1
	譲与税・交付金	13億3,910万円	3.3

歳出

区分	本年度予算額	前年度比(%)
民生費	55億8,893万6千円	5.7
総務費	44億9,542万円	2.9
衛生費	20億8,701万5千円	16.8
教育費	20億3,083万2千円	8.4
土木費	19億7,847万5千円	5.7
公債費	17億4,096万3千円	△2.9
消防費	9億5,993万1千円	8.5
農林水産業費	8億2,964万5千円	△3.3
商工費	2億216万5千円	2.9
議会費	1億5,631万7千円	△0.2
諸支出金	7,200万円	皆増
予備費	3,829万8千円	283.0
災害復旧費	1,000万3千円	△28.6

令和7年度行方市一般会計予算に対する修正案

可決
修正案1

霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業における「市民無料招待施設使用料」、「印刷製本費」、「郵送料」を削り、総務管理費を282,9万8千円減額し、予備費に計上するもの

【提出理由】令和5年11月15日～令和6年7月25日まで253日間の遅延損害金が、市と事業主との間で未解決であること。市民を無料招待する予算を子育て支援策に充てるべきである。

否決
修正案2

庁舎建設整備事業における「庁舎建設基本設計業務委託料」、「庁舎建設CM業務委託料」を削り、総務管理費を1億1,650万円減額するもの

【提出理由】庁舎建設に関し、新築63億円、改修プラス増築42億円との2案が提示されたが、どちらにするかを議会は承認していない。議会の承認前に「庁舎建設基本設計業務委託料」及び「庁舎建設CM業務委託料」を予算計上することは不適切である。また、基本計画確定前に、正確な積算や見積ができるはずがなく、基本計画確定後に適正な予算を計上すべきである。

○修正案後の歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額	
2. 総務費	1. 総務管理費	予算案	4,096,149
		修正予算	4,067,851
13. 予備費	1. 予備費	予算案	10,000
		修正予算	38,298

予算編成の審査

Q A
し尿処理事業

Q 麻生衛生センター基幹的設備改良工事について

A 令和7年度～令和9年度の継続事業です。工事期間中も搬入が可能な手法で施工します。

Q A
不妊治療費補助金

Q 補助内容と実績について

A 不妊検査、一般不妊治療、生殖補助医療、先進医療の4つの医療補助を行っています。6年度1月末現在で不妊検査11件、一般不妊治療9件、生殖補助医療9件、先進医療1件となっています。

Q A
ブランド戦略事業

Q 特産品の販売促進事業業務委託料について

A 特産品PRのためのウェブサイトやSNS等を活用したデジタル広告及び雑誌や新聞等の紙媒体を活用したアナログ広告。特産品販売促進に関するキャンペーン及び情報発信。行方産米のブランドデザイン及び販路拡大。Aをを活用した霞ヶ浦シラウオのブランドデザイン及びブランドセンターの管理運営となっています。

Q A
ふるさと応援寄附金募集事業

Q 中間管理業務委託料が前年度と同額の理由、および業務内容について

A 中間管理業務委託料が前年度と同額なのは寄附金額の目標を令和6年度と同じ10億円としているためです。業務内容については、ふるさと応援寄附金の返礼品開拓、返礼品を出品する新規事業者の登録、返礼品の送付及びフレーム対応など、返礼品に係わる一切の手続きなどを行なう業務となっています。

Q A
庁舎建設整備事業

Q 業務委託料の積算根拠について

A 基本設計業務委託料として、設計に関わるコンサルタント業務費、構造基本設計、設備基本設計、外構基本設計、そして地質調査費を計上しています。支援業務委託料は、コンストラクション・マネジメント(CM)として、ほとんどが人件費であり、主任技術者、理事、技師長、主任技師、技術員等で計上しています。

各委員会への 付託が省略された議案

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は12ページをご参照ください。

▼人権擁護委員候補者の推薦について

大崎 あい子（矢幡）

大崎氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。

任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間です。

▼人権擁護委員候補者の推薦について

小峰 幸子（玉造甲）

小峰氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。

任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間です。

▼公平委員会委員の選任について

渋谷 節夫（小高）

渋谷氏を候補者として選任することについて同意しました。

任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間です。

追加議案

▼専決処分の報告について

損害賠償の額を定め、和解することについて（1件）

本会議において 賛否が分かれた議案

議案
第5号

行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について

可決

反対討論

行方市井上藤井98番地8は、なめがた地域医療センターの地番であり、そこに移転することは、センターの医師6名、スタッフ百名弱、一日あたりの平均患者数200名より縮小となり、また、さらに撤退の可能性が高い。撤退となれば医療崩壊、医療過疎、人口減少に拍車がかかることは明白である。

賛成討論

新市計画に基づき使用できるようになった合併特例債には20年の期限があり、今年がその期限。このままであれば、使えるはずの44億円が使えなくなってしまう。庁舎建設に使用するためには、今年度初めには新市建設計画を改定し、国に伺いを立てねばならず、本議案には一刻の猶予もない状況である。

反対討論

根拠が明白でないことが明らかな中で、他人の土地に住所を移すことが許されるのか疑問。市民に対してどう説明するのか。あつてはならないことである。

賛成討論

合併特例債の期限が迫っている。合併特例債の活用について、事業費の95%に充てられ、そのうちの7割が交付税措置される有利なものである。それだけ市の負担が軽減できると考える。現在の庁舎は耐震性の問題もあり、市役所を訪れる市民や働いている職員、議員が危険にさらされた状態でいつまで執務を行うのか。私たちの生命の危機というものも早急に考えなければならぬのではないかと。

市民サービスの向上・財政負担の軽減を考えると、庁舎が一つになることにより市民の負担軽減につながり、職員の業務の効率化、財政負担の軽減も図られる。

庁舎が医療センター敷地内に移ることによって、地域医療と庁舎建設の2つの問題が同時に解決できることに大きく期待している。

反対討論

臨時会において、本市のリーダーは、条例案に反対の姿勢を示す一方で、1833名の直接請求に署名があったことを、「市として真摯に受け止めなければならない」と言いながら、今回この条例案を提案したことに全く理解ができず、誠に遺憾である。井上藤井98番地8は、市の所有する土地ではなく他人の所有する土地であり、病院の建物がある敷地内である。「病院を守る・継続する」と言いながらも、今回の提案は、病院の縮小・廃院につながりかねない。行政がこのような提案をすること自体大きな問題であり、あるまじき行為である。合併20周年を迎える中で、本市のリーダーとして、将来において大きな禍根を残すのではないかと。

本会議において 賛否が分かれた議案



反対討論

庁舎問題については、令和4年8月の臨時会と次の議会において否決となった。そこから2年半もの間、庁舎問題には触れずに市民会議のみの開催で、我々議員に対し報告等がなかった。他人の土地に庁舎を建てるなど、あつてはならない話であり、民間の土地に制定すること自体、おかしい話を押し通そうとしている。市は、厚生連からの敷地・建物全ての譲渡を望んでいるようだが、数年前には病院に撤退されてしまつと考えられる。

住民投票の署名を集める中で、住民の意向として「庁舎建設ありきではなかった、現在の庁舎でなぜ悪いのか」という意見が9割以上あった。そのような観点から、本場に新庁舎が必要なのか疑問である。さらに議員が白紙の委任状を承認することがおかしいと考える。



反対討論

なめがた地域医療センターを庁舎の敷地にするということは、現在は病院の建物が存在しているため、新庁舎を建てる場所はない。病院の建物を壊さなければ、新庁舎は建てられない。となれば、どこに病院が残るのか。市は空いている土地を購入し新庁舎を建設すれば良い。合併特例債は12年まで延長すれば良いのではない。周りの土地を購入し、市民に負担をかけないプレハブ等の庁舎を建てるといふような形であれば、病院も地域医療も残る、そして庁舎もその付近にできる、そのような状況にしてみたいと考える。

議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=ー、議長=■)

賛否が分かれた 議案と賛否結果	1 宮 寄 和 洋	2 山 口 律 理	3 伊 勢 山 仙 寿	4 高 野 市 郎	5 阿 部 孝 太 郎	6 小 野 瀬 忠 利	7 栗 原 繁	8 土 子 浩 正	9 貝 塚 俊 幸	10 鈴 木 裕	11 高 橋 正 信	12 小 林 久	13 高 木 正	14 大 原 功 坪	15 鈴 木 義 浩	16 岡 田 晴 雄	17 高 柳 孫 市 郎	18 宮 内 守	賛 否 結 果
議案第5号 特別多数議決	○	×	○	×	○	ー	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	可決
議案第26号 (修正案)	○	△	○	△	○	ー	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	■	可決
議案第26号 (修正案を除く原案)	○	△	○	△	○	ー	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	■	可決

議案第5号「行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」は **特別多数議決** により表決（記名投票）を行いました。

特別多数議決 とは…地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数で決するのが原則であるが、法律に特別の定めがある場合は、過半数議決が適用されず、賛成議員の割合が加重される。

※地方公共団体の事務所の位置を定める条例…出席議員の3分の2以上の同意（これらの場合の議決の際の定足数は、議員定数の半数以上）

▶議案第5号について、出席議員数は17人であり、その3分の2は12人である。賛成票は12票であり所定数であるため、原案のとおり可決となった。

※議案第26号については、賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりませんが、上記、特別多数議決の場合は、議長は裁決権を有せず、表決権を持ち、出席議員数の中に入れます。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です（棄権は退席・不在を含みます）。

予算決算常任委員会

▼専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度行方市一般会計補正予算(第6号)について)

令和6年度行方市一般会計に補正(第6号)の必要が生じたことによるもの

霞ヶ浦ふれあいランド条例の「第6条指定管理者は、市長の定める基準に従い、前条の入館料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる」について

A 条例上で大人1650円、子供1100円となっており、今現在はグランドオープン価格として、大人が1100円、子供が660円と減免を事業者が行っています。今回、市内の子供に対しての投資という形で660円分を市で負担するというような考えです。

【反対討論】
× 地方自治法の議決権を否定するものであり認められない。
【賛成討論】
○ 子どものためでもあり、すでに手元に届いている。物価高騰対策で行っているので賛成。

総務委員会

▼行方市新庁舎建設事業に関する住民投票条例の制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により、令和7年1月20日付けで行方市新庁舎建設事業に関する住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、意見を付して議会に付議するもの

今回の直接請求に関する住民投票の規則作成を考えているのか

A 可決となれば、公布日から90日以内に投票を実施と時間的にハードルが高いが、規則を作成したいと考えています。

住民投票を実施するとどれぐらいの費用がかかるのか

A 約1100万円程度はかかると思います。

【反対討論】
× 庁舎建設に関しては市民会議で議論している。また、住民投票経費はそれなりのコストがかかる。そして、条例案にはいくつかの問題点があるように感じる。

教育厚生委員会

▼行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

被保険者の減少による税收の減少、被保険者一人当たりの医療費の増加等の理由から、茨城県に納める国民健康保険事業費納付金の増加及び基金保有額の減少により、税率の改定が必要になったことから、所要の改正を行うもの



▶付託案件の審査

議決結果は13ページをご参照ください。賛否が分かれた議案については、討論の内容をお伝えします。

報告
第1号

専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度行方市一般会計補正予算(第
6号)について)

可決

反対討論

議会が通らない内に予算が使われている。
議会軽視であり反対。

賛成討論

情操教育の一環であり子どものためにな
る。物価高騰対策に含まれているので、今回
は賛成である。

反対討論

営利を目的とした民間活用による事業につ
いては、税金の新たな投入は認められない。

反対討論

このようなやり方の専決処分は認められ
ないので、反対である。地方自治法の議決権
を否定するようなことと考える。

議案
第1号

否決

行方市新庁舎建設事業に関する住民投票条
例の制定について

賛成討論

J A厚生連の建物を譲り受けると、病院機
能を撤退される恐れがでてくる。また、あま
りにも多額の経費を使いすぎる。庁舎建設に
ついて市民の意見を問うべき。

反対討論

根拠が不明瞭であり、住民請求の理由や仕
方に問題があり賛成できない。また、各庁舎
の耐震性は限界であり、合併特例債が使えな
かった場合、将来、市民の負担になってくる。

賛成討論

市民の全員の声を直接聴く機会である。ま
た、署名をした人の意見も大切にすべき。

賛成討論

病院機能が無くなると医療過疎になり、人
口過疎が加速する。新庁舎建設費を別の予算
に使うべきである。

反対討論

庁舎建設については、議会や市民会議で議論
が行われている。住民投票には多大な費用がか
かる。条例案にはいくつかの瑕疵があり、この
まま実行すると混乱を招く可能性があるため。

賛成討論

本市の財政力指数は県内で38位。負担が大
きい。市のこれからのビジョンが見えない。
幅広い市民の意見を聞くべき。

反対討論

どのように建てるのかはこれから。今回の
議案については十分に説明が足りている。

賛成討論

市民会議より議会を優先すべき。病院が
無くなる可能性が高い。多数の署名が集まっ
た。市民の声を問うべきなので賛成する。

■ 議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=ー、議長=■)

賛否が分かれた 議案と賛否結果	1 宮 寄 和 洋	2 山 口 律 理	3 伊 勢 山 仙 寿	4 高 野 市 郎	5 阿 部 孝 太 郎	6 小 野 瀬 忠 利	7 栗 原 繁	8 土 子 浩 正	9 貝 塚 俊 幸	10 鈴 木 裕	11 高 橋 正 信	12 小 林 久	13 高 木 正	14 大 原 功 坪	15 鈴 木 義 浩	16 岡 田 晴 雄	17 高 柳 孫 市 郎	18 宮 内 守	賛 否 結 果
報 告 第 1 号	○	×	○	×	○	○	○	ー	×	ー	○	○	×	○	○	○	×	■	承認
議 案 第 1 号	×	○	×	○	×	×	×	×	○	ー	×	×	○	×	×	×	○	■	否決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です(棄権は退席・不在を含みます)。

令和7年第1回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件 名	議決結果	付託委員会
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	大崎氏を適任であると答申	—
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	小峰氏を適任であると答申	—
議案第 3 号	公平委員会委員の選任について	原案同意	—
議案第 4 号	行方市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	総務委員会
議案第 5 号	行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	総務委員会
議案第 6 号	行方市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	総務委員会
議案第 7 号	行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	総務委員会
議案第 8 号	行方市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	総務委員会
議案第 9 号	行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	総務委員会
議案第 10 号	行方市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び行方市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	総務委員会
議案第 11 号	行方市高齢者センター「羽黒山荘」条例を廃止する条例について	原案可決	教育厚生委員会
議案第 12 号	行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	教育厚生委員会
議案第 13 号	行方市介護保険条例及び行方市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	教育厚生委員会
議案第 14 号	行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	経済建設委員会
議案第 15 号	行方市下水道条例及び行方市農業集落排水事業に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	経済建設委員会
議案第 16 号	行方市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	経済建設委員会
議案第 17 号	行方市道路線の廃止について	原案可決	経済建設委員会
議案第 18 号	行方市道路線の変更について	原案可決	経済建設委員会
議案第 19 号	行方市道路線の認定について	原案可決	経済建設委員会
議案第 26 号	令和7年度行方市一般会計予算について	修正可決	予算決算常任委員会
議案第 27 号	令和7年度行方市国民健康保険特別会計予算について	原案可決	予算決算常任委員会
議案第 28 号	令和7年度行方市介護保険特別会計予算について	原案可決	予算決算常任委員会
議案第 29 号	令和7年度行方市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	予算決算常任委員会
議案第 30 号	令和7年度行方市水道事業会計予算について	原案可決	予算決算常任委員会
議案第 31 号	令和7年度行方市下水道事業会計予算について	原案可決	予算決算常任委員会
報告第 2 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	—	—

※ 色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

令和7年第1回行方市議会臨時会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件 名	議決結果	付託委員会
議案第 1 号	行方市新庁舎建設事業に関する住民投票条例の制定について	原案否決	総務委員会
議案第 2 号	行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	教育厚生委員会

第1回（2月）臨時会で補正された予算（令和6年度）

議案番号	補正額（総額）	主な内容	議決結果
報告第 1 号 一般会計（第6号）	1億1,922万5千円 増額 (203億9,996万円)	○専決処分の承認を求めることについて 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 市民無料招待施設使用料ほか / 121万5千円	承認

第1回（3月）定例会で補正された予算（令和6年度）

議案番号	補正額（総額）	主な内容	議決結果
議案第 20 号 一般会計補正予算 （第7号）	2億1,541万8千円 増額 (206億1,537万8千円)	・ 公共施設整備基金積立金 / 1億1,459万6千円 ・ 行方市消防自動車整備事業基金積立金 / 6,384万1千円 ・ 行方市公共交通システム事業基金積立金 / 7,444万7千円 ・ 障害者福祉サービス給付費 / 2,662万9千円 ・ 新型コロナウイルス予防接種委託料 △3,100万円 ・ 鹿行広域事務組合負担金 / 1,769万4千円 など	原案可決
議案第 21 号 国民健康保険特別 会計補正予算 （第3号）	218万8千円 減額 (47億6,240万円1千円)	・ 人間ドック委託料 / △328万円 など	原案可決
議案第 22 号 介護保険特別会計 補正予算（第3号）	1億812万2千円 減額 (39億1,179万8千円)	・ 介護サービス給付費負担金 / △1億8,000万円 ・ 行方市介護給付費準備基金積立金 / 7,172万6千円 など	原案可決
議案第 23 号 後期高齢者医療 特別会計補正予算 （第1号）	787万7千円 減額 (5億3,312万3千円)	・ 後期高齢者医療広域連合納付金 / △787万7千円	原案可決
議案第 24 号 水道事業会計補正 予算（第3号）	【収益的支出】 138万8千円 増額 (8億2,077万3千円)	【収益的支出】 ・ 職員給与費 / 138万8千円	原案可決
議案第 25 号 下水道事業会計補 正予算（第2号）	【収益的収入】 238万5千円 増額 (8億5,561万1千円) 【収益的支出】 238万5千円 増額 (8億5,561万1千円)	【収益的収入】 ・ 他会計補助金 / 238万5千円 【収益的支出】 ・ 職員給与費 / 238万5千円	原案可決

※補正予算は予算決算常任委員会に付託されました。

※ 色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

委員会レポート

広報委員会から議長へ「市民の声」を提出しました

期日：3月21日

委員長：小林 久

毎号の議会だよりに掲載している「市民の声」（令和6年8月発行分～令和7年2月発行分）を、広報委員会から議長へ提出しました。

この「市民の声」は、議長から各委員会の委員長へと伝え、今後の委員会活動に活かされます。



広報委員会を代表して、小林 久委員長（右）から宮内 守議長（左）へ「市民の声」を提出しました

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙例）

〇〇〇に関する
請願（陳情）書

紹介議員
署名又は
記名押印

印

（内容例）

〇〇〇に関する請願
（陳情）

1. 要旨
2. 理由

令和 年 月 日
請願（陳情）者の住所
署名又は
記名押印
行方市議会議長 印 殿



ON AIR

本会議の様子を「なめがたエリアテレビ」にて、
生中継しています。

インターネット（パソコン、スマホ）
では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から
令和7年第1回臨時会までがご覧にな
れます。準備が整い次第、令和7年第
1回定例会も公開いたします。



防災対応型
エリア放送

52

チャンネル

なめがたエリアテレビ

なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ
これまでの録画中継はこちらから▶



市の考えを問います

一般質問

2月26日（3議員）

宮寄 和洋（一問一答）……………15 ページ

1. なめがたペイ（行方市面的キャッシュレス事業）
2. 消防団のあり方
3. 農商工業支援

高木 正（一問一答）……………16 ページ

1. 次世代へ向けた健全な責任ある行財政運営の検証

山口 律理（一問一答）……………16 ページ

1. 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業
2. 新庁舎建設
3. 霞ヶ浦の水質浄化について
4. 白帆の湯、北浦荘、天王崎観光交流センターの指定管理の入札

2月27日（4議員）

高橋 正信（一括後一問一答）………17 ページ

1. 将来に希望の持てるまちづくり

伊勢山 仙寿（一問一答）……………17 ページ

1. 過疎対策
2. 笑顔で住み続けたいまち、行方
3. 野菜の販売戦略
4. つくば霞ヶ浦りんりんロード

阿部 孝太郎（一問一答）……………18 ページ

1. 自治体DX
2. 観光振興
3. 子ども・子育て支援

小林 久（一括後一問一答）……………18 ページ

1. 年間の総括
2. 農地の登記
3. 害獣対策

7名の議員が登壇し、執行部に対し方針等を問いました。
紙面の内容は、質問・答弁共に議員自らが要約・執筆、寄稿したものを掲載しています。



宮寄 和洋 議員

Q なめがたペイ（行方市面的キャッシュレス事業）

問 前回の一般質問から何も進んでいないように見えるが、経費をかけて進めたことは

答 企画部長 ランニングコスト分も令和4年度で解除しております。

問 約630万円かけて購入したタブレット端末は

答 企画部長 現在は使用しておりません。

問 約300万円かけて作ったカードはどうしていくのか

答 企画部長 再構築の中で、カードの活用について検討していきたいです。

問 まちづくり推進機構との協議については

答 企画部長 構築内容について事業を開始するのは難しいとの見解があり、それ以降協議に至っておりません。

問 令和7年の当初予算で、何か動き出すための計上はあるのか

答 企画部長 令和7年度当初、

予算では計上しておりません。

問 なめペイ自体どうしていくのか

答 市長 今回やめるという決断もしなければならぬタイミングではないかと思っています。

問 なめペイは失敗だったのか

答 市長 私は失敗したと思います。申し訳ないと思うところがあります。

Q 消防団のあり方

問 出初式の式典について

答 総務部長 現在のところ、式典を実施しないという検討はしておらず、もう一度協議をしながら今後どのような方法が良いか考えております。

問 今年の操法大会について

答 総務部長 令和7年度以降は3年に1回の出場で調整をしております。

問 操法大会について団長との意見交換はどうなっているのか

答 市長 団長と実際の操法大会・操法訓練の運用の仕方をうまくできないかと意見交換をしているところであります。

Q 農商工業支援

問 農商工業継承支援に対する取組は

答 市長 相談会等を市民に周知して、経営権の継承をうまく展開できればと思っています。



高木 正 議員

次世代へ向けた健全な責任ある行財政運営の検証を問う

問 新庁舎建設について、JA厚生連からの譲渡申し入れを受け、なめがた地域医療センター内敷地で進んでいるが、情報も説明も少なく、また、住民投票の実施を否決され、市民の声に対しての認識を問う

答 市長 医療センターの縮小や撤退への懸念をされているが、影響はありません。

問 新庁舎建設に係わる病院対応について、行政の何よりも優先すべきは命の保障と健康である。その対応は

答 市長 課題や新たな医療の可能性等について協議・検討を実施しています。

問 今後の財政計画及びその運営について（短中長期）

答 市長 社会情勢や制度変更等に柔軟に対応する為に、毎年度、中期財政見通しの修正を行ってまいります。

問 東急不動産ソーラー事業産廃処理については、これまで関係文書が不在であり、また、見積書、契約書、事業申請もしていない。しかし後日関係書類の存在が発覚し、改めて瑕疵担保請求処理代への正当性を問う

答 市長 所有者として処分しました。

問 行政も事業者も産廃の存在は事前に認識済みでありながら、瑕疵がない事を前提として契約しており、矛盾している。また、事業面積54町歩内30町歩の貸借契約は「逸失利益」の喪失ではないか問う

答 市長 瑕疵は我々がもっているものであり、事業が割高になったり、マイナス資産契約をさせられる事になる。なので、振り込み処分をしたものであります。



山口 律理 議員

霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業

問 潰さない気があるのであれば、日立かみね動物園と同じだけ展示し、よい安い料金体系にするしかないと思うが

答 市長 日立市で行っているものといわゆる民間でやっているものは違うので、比較するものではない。

問 工事遅延損害金を取る見通しは

答 市長 事業契約書に基づき協議をしている。

問 茨城県に対して、歩廊を建築基準法の建築物から外す交渉をしたのは当時の担当職員だというが、それを指示したのは市長なのか

答 市長 そのような指示はしておりません。

新庁舎建設

問 市長は位置条例の変更を建設計画に先行させる方針だが、先行させることにどういう意味があるのか

答 市長 まずはJA厚生連との交渉の中においていかなる位置を決めること、その土地の大きさによって庁舎の規模感等々が決まる。

問 令和5年12月4日の茨城県厚生連との協力協定には病院の撤退も含んでいると、市長は令和6年11月11日の全員協議会で言っているが、撤退は事実なのか

答 市長 撤退も含んでいると言った事実はない。

問 「小規模クリニック」（茨城厚生連労働組）のビルには2024年3月の茨城厚生連臨時総会で常勤医2人など12人の計画案を議決したと書いてあった。12月17日市長は「議決は事実ではない。我々も法的なことを検討しなければならぬ可能性がある」といったが

答 市長 答える者は我々でない。施設方針骨子で「敷地内への新庁舎整備により、病院や消防署が隣接」というが病院の隣に新しい病院を建てるの考えか

答 市長 市営として建てるかは一言もいっていない。

霞ヶ浦の水質浄化

問 北浦水、西浦水、河川水の浄化が極めて重要であると思うがどうか

答 市長 継続して改善を図ってまいります。

問 導水事業では水質浄化があまり期待できないと思うがどうか

答 市長 事業の進捗を期待している。

問 霞ヶ浦の水質をきれいにするのには、常陸川の逆水門を開放することが極めて重要だと思うが

答 市長 この水門に関しては、市の事業ではないことから、コメントする立場ではない。

問 流域下水、公共下水、農業集落排水施設、浄化槽の処理水をもっときれいにし、流さないと思うが

答 市長 利用者に多額な負担を強いて行うことになり、これ以上の高度化は今のところ難しい。

将来に希望の持てるまちづくり



高橋 正信 議員

問 地域振興施設の建設に付帯させながら公園整備の情報を発信していくとの市長答弁をいただいているが、令和7年度主要事業の地域振興施設のイメージ図からは、公園施設のスペースが見当たらない。検討されているのか

答 市長 基本計画でありますので、その部分はまだ書き込んでいないという現状になります。公園機能、併せて防災機能の中において、子ども達の交流できる場をつくらなければならないと思います。今後、令和7年度の詳細設計等において、そういうことを踏まえ計画を進めていきたいと思っています。

問 北浦複合団地、あそこを塩漬けにしておいてはいけません。千載一隅のチャンスであり、これから行方市の命運をかける場所になるはず。真剣勝負でお願いしたい

答 市長 北浦複合団地の価格と造成について、県へ強力に要望し、オーダーメイドではなくて、県に造成していただくような流れをつくっていかねばいけないと思います。いろいろな部署、関係各所に要望、そして誘致をしてまいります。

問 統一された庁舎ができると仮定して、現在の分庁舎の中に共通して置かれている総合窓口課のサービス機能を、その後も3地区に継続して提供していただけないものか

答 市長 例えば公民館において、複合的にそのような窓口、支所、出張所のような形で、考えていかなければいけないと思います。申請においての相談事への対応が一番重要で。

問 霞ヶ浦ふれあいランド周辺、魅力満載の観光交流拠点にしていかなければいけない。年間行事を確認したい

答 企画部長 7年度の上期の予定として、4月にこいこいのデッキで生演奏、5月の湖畔イベントで縁日と磯山純さんのミニコンサート、そしてキッズフェス、7月下旬に夏休みワークショップ、8月の湖畔イベントに縁日と夏祭り、子供盆踊りなど予定しています。

過疎対策



伊勢山 仙寿 議員

問 過疎対策について

答 市長 これまでの地域活性化事業を、柔軟かつ適切に見直しを図るとともに、計画に定めた方針に基づき、有利な起債である過疎対策事業債を有効的に活用しながら、地場産の基盤強化、人口減少の抑制に向けた子育て環境や居住環境の充実、地域社会の維持等、持続可能なコミュニティ形成につながるよう、本市の地域資源を生かした効果的な施策を展開してまいります。

答 企画部長 令和3年度から令和5年度までに、7億3280万円となり、過疎対策事業債を各事業に活用することで、本市の財政負担を縮減することに努めてまいりました。

問 国道354号の維持に関して

答 市長 県管理ではありますが、期成同盟会を介して、県の方に要望を進めていかなければなりませんし、直接要望もしていかが

野菜の販売戦略

問 野菜の販売戦略について

答 経済部長 主な戦略としては、品種や栽培方法、地域特性や特徴、品質をアピールしたブランド化、販売チャネルの多様化、更には情報発信や消費ニーズを把握するためのマーケティング調査等が考えられます。

答 副市長 私が県からの出向で関わった十数年前の笠間市の栗の例を申し上げます。笠間市では栽培面積、生産量日本一と云っていましたが、実態は金額にして1キロ当たり1000円から2000円くらいでした。そのような中で、笠間市長の方から「この現状を何とかしたい」との熱意をいただき、生栗の品質向上に取り組み、高品質の「笠間の栗『極み』」を1キロ1980円で販売するに至りました。また、栗の生産から販売までを一貫して行う「笠間栗ファクトリー」を立ち上げ、笠間市産の栗を使ってブランド化を進めていく形が開花したものが、笠間市の官民連携の一例となります。

自治体DX



阿部 孝太郎 議員

問 デジタル化による業務効率化の現状と今後の方針について

答 市長 国の自治体DX推進計画及び行方市DX基本方針に沿ってデジタル技術を活用し、様々な地域課題の解決に取り組むとともに、市役所の業務の省力化、効率化を目指す自治体DXを推進しています。

答 総務部長 情報システムの標準化・共通化の取組においては、

ほかの自治体に先駆けて、令和6年11月に標準準拠システムを稼働し、ガバメントクラウドの利用を開始いたしました。国が定める20業務システムのうち18業務システムを移行済みです。この取組に関して、2月10日現在、本市の進捗率は88.1%となっており、茨城県内で最も進んでいる自治体となっています。

問 窓口サービスの効率化について

答 市民福祉部長 来年度主要事業に、市民一人一人に向けた効率化・効果的行政サービスの提供として、書かないワンストップ窓口、くらしの手続ガイドサービス、庁舎内マルチコピー機の設置、コンビニ交付の推進と4つのサービス推進を掲げました。

問 公式LINE「道路損傷報告」の内容は

答 建設部長 道路の損傷報告については、令和5年4月より、また、公園施設損傷報告も、令和6年4月より運用を開始しています。令和5年度に9件、令和6年度には、1月末現在で16件です。公園の施設損傷報告については、今のところありません。その対応は、道路の損傷状況にも異なりますが、ほぼ当日か数日後のうちには補修をしている状況です。



行方市公式 LINE の画面より

年間の総括



小林 久 議員

問 この1年を振り返り

答 市長 令和3年に策定した市総合戦略に基づき、少子化・高齢化による人口減少や物価高騰の影響を受けた地域経済の回復などの課題も踏まえながら、令和6年度施政方針に沿って重点施策に取り組んでまいりました。

1点目は「子育てするならなめがた」への取組。本年度、こども家庭センターを設置し、需要が多かった公園遊具の整備、保育所などに通園する園児の給食費の一部助成を開始するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図り、さらに、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた協議を重ねてきました。

2点目は「地域のにぎわいと活性化」に向けた取組。霞ヶ浦ふれあいランド全体で約30万人の方にお願いしたいであり、今後は、首都圏からの集客や周遊促進につなげ、本市の魅力ある観光拠点にしていきたいと思います。また、基幹産

業である農業では、新規就農者や農業用機械等の導入に対し補助金を交付するほか、水産業では、外来魚駆除に対する補助金を交付してまいりました。フィルムコミッションでは、令和5年度35件の撮影実績と地域経済の活性化につながっています。

3点目は「良質で効率的な新たな行政運営」への取組。新庁舎整備は、現状の課題を整理し、基本計画の一部を見直すため、改めて庁舎建設市民会議を招集し議論を重ねた結果、なめがた地域医療センターの敷地内が適当との結論に至り、基本設計業務に係る費用について予算計上しました。そのほか、3庁舎にマルチコピー機を設置し、書かない窓口のサービス提供を開始、また、市民ニーズのある場所に移動可能な移動市役所の車両を導入しました。今後、新庁舎まで距離が遠くなる方を補完する支所機能としての役割も検討しています。

問 市民生活の安寧を目指し、市長は4期目に臨み、せめて新庁舎の起工式までは市長の手で行うべきだと私は考えているが、心意気を聞かせていただきたい

答 市長 今後も反省と成果を繰り返しながら進め、これまでの4年間を振り返り、さらに20年間の振り返りをさせていただくために「4期目を挑戦」させていただきたいと思っています。

広報委員会

期日：2月5日～6日

委員長：小林 久

■「議会だよりの編集について」（埼玉県寄居町）

寄居町議会では、広報広聴委員自らが町民に取材を行い、忖度のない意見を議会だよりに掲載しています。

町民の声を聴くこと、議会だよりの編集において、委員個々の意識の高さが感じられ、委員が主導権を持ち、一丸となって広報広聴に取り組んでいる印象を受けました。

また、「先輩議員でも一期目の議員でも同じ議員である。町民の意見を取り上げていくことが我々の役目」「主役は議員から町民へと大きく変化」という委員の言葉が印象的でありました。



■「議会広報・広聴全般について」（埼玉県北本市）

北本市議会の議会だより編集については、現在、段階的にリニューアルを進めているとのことで、紙面に掲載する文字数を減らして読みやすくする、一般質問ページを横書きに変更し、タイトルも短文で目を引くものにするなど、さまざまな工夫を取り入れています。実際に議会だよりを拝見し、市民が親しみやすい形に作られていると感じました。

議会モニター制度においては、市民の方に、市議会のことを知っていただくきっかけとして、最終的には、議員のなり手を増やしていくことにつながればと考えているとのことでした。



今回の行政視察研修により、両議会の広報広聴の取組は大いに参考となりました。

議員自らが率先して住民の声を聴くことや、議会モニターのような制度を通じて意見を聴くなど、「広聴」の部分についても、今後の取組の一つとして、検討の余地はあると思われます。

両議会の取組を参考に、今後のより良い広報活動に生かしていきたいと考えます。

所管事務調査

総務委員会

期日：1月17日

委員長：土子 浩正

霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業の運営状況について

- 入園者数（令和6年7月31日～令和7年1月14日現在）

43,397人

- キリンの展示状況

令和6年12月5日から展示を開始した2頭のキリンについては、施設や環境への適応も順調に進み、仲睦まじく生活する姿を来場者に見せている。来場者からは「近い距離でキリンを見られるのが新しいと思った」など、施設や展示方法に対して肯定的な意見も多数いただいていると事業者から報告を受けている。

- 令和6年度 市内のこども無料招待の実施について

市の新しい観光交流拠点の魅力を多くの市民に知ってもらうため、市内在住の中学生以下約2,900人を対象に無料招待を実施（令和7年2月～3月末）



霞ヶ浦ふれあいランドでのキリン展示の様子。近い距離で見ることができる。

ちょっとひと言!!

市民の声



皆様のご意見は各委員会に伝え、
今後の市政へと活かしていきます!

地域の子ども会の継続を

子ども会についてのお願いです。子どもが小学生になり、地域の子ども会へ加入しました。しかし、近年の少子化の影響で、今後は子ども会を廃止する案が出ております。地域で行う「クリーン作戦」は社会活動を学ぶ良い機会であり、子ども達も楽しそうにゴミを拾っていました。人数は減少していますが、せっかくの田舎ならではの温かいコミュニティを失くしたくはありません。ぜひ今後について、話し合いをよろしくお願いいたします。(30代女性)



子ども会での清掃活動風景

地域医療の継続と庁舎建設について

行方市における喫緊の課題は、新庁舎建設の問題ではなく、市民の命の問題に直結するなめがた地域医療センターの救急対応復活と診療科目増設のための医師不足解消に向けた施策。人口減少が加速度的に進むことを知りながら、庁舎建設を推し進めるのは、市民目線とかけ離れている。まずは必要な医療機関を保持することに視点を置き、市民負担を軽減し、合併特例債を使用できないのかを考え実行すべき。

(60代男性)

・道路に落ちた泥を片付けて ・「どうぶつとみんなのいえ」について

○毎年、田植え前、稲刈り後に田を耕したあと、道路に泥が落ちています。私の息子はバイクでその泥に乗ってしまい、ケガをしました。自転車で泥につまずき、転んで指の骨を折った人の話も聞きました。大きな事故にならないように、泥の片付けをお願いします。

○「どうぶつとみんなのいえ」ですが、市民割があっても料金が高いため、二度目は行きたいと思いません。また、市外の方も、入園料が高いため入らずに帰ったとの話も聞きました。

(50代女性)

議会トピックス

❗ 行方市議会情報を、市公式ホームページに掲載しています。

ホームページでは、過去の市議会だよりも見ることができます。

(<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/>)



次の定例会は「令和7年 第2回 定例会」
5月28日(水) 開会の予定です。

○詳細は、市議会ホームページでご案内しています。

(<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/dir000067.html>)



○ご不明な点は、議会事務局(☎0299-55-0111)へお問い合わせください。

広報委員会

委員長	小林	久
副委員長	宮崎	和洋
委員	鈴木	裕
//	小野瀬	忠利
//	阿部	孝太郎
//	山口	律理

議会だよりの
ご意見・ご感想を
お待ちしております。



～議会日誌～

1月

28日 議会運営委員会 全員協議会

2月

4日 議会運営委員会 全員協議会
令和7年第1回臨時会
総務委員会 教育厚生委員会
予算決算常任委員会

10日 議会運営委員会

12日 全員協議会

20日 議会運営委員会

令和7年第1回定例会(開会)
広報委員会

26日 本会議(一般質問) 議会運営委員会

27日 本会議(一般質問)

3月

3日 本会議

4日 総務委員会

5日 教育厚生委員会

7日 経済建設委員会

10日 予算決算常任委員会

12日～14日 予算決算常任委員会

21日 議会運営委員会 全員協議会
令和7年第1回定例会(閉会)